

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和50年1月*日に結婚し、昭和50年度から52年度までの国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付した。申立期間についての夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納となっているので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であるとともに、申立人とその夫に係る昭和50年度から60歳到達までの国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間を除き、全て夫婦同一の納付状況であることが確認できる。

また、申立人の夫は、「結婚直前に店を開店し、結婚後は自治会か婦人会の人が店舗へ国民年金保険料の集金に来ていた。集金時にはいつも二人分の保険料を妻が払っていた。」と供述しているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間に係る夫の保険料は全て現年度納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料は、夫の保険料と一緒に納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 43 年 6 月 6 日まで
② 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 6 月 3 日まで

日本年金機構からの通知によると、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無い上、事業所から説明を受けた記憶も無い。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の4回の被保険者期間、並びに申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が7回の被保険者期間のうち、5回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い上、申立期間①及び②の間にある被保険者期間は、申立期間①及び②と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録において、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和46年6月3日）の前後2年以内に同社で資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある者は13人（申立人を含む。）であり、そのうち、申立人以外で脱退手当金の支給記録がある者は1人であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 13 日から 44 年 12 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所に勤務していた昭和 39 年 3 月 13 日から 44 年 12 月 29 日までの期間について、45 年 4 月 9 日に脱退手当金を受給したこととなっている。しかし、私は、脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所であるA事業所を管轄していた社会保険事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、当該裁定請求書には、申立人名義の署名及び押印がある上、申立人が申立事業所を退職後に居住していた実家の住所が記載されていることが確認できるなど、その記載内容に疑義は認められない。

また、上記の脱退手当金支給関係書類には、オンライン記録における脱退手当金支給日である昭和 45 年 4 月 9 日付けの小切手交付済の押印があるとともに、「B都道府県C金融機関」と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所が、上記実家の住所地の近くのC金融機関に脱退手当金を送金したものと推認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の押印があるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。